

公 告

令和 3 年度火災共済事業、医療共済事業及びこども共済事業の利用分量に応じて、次のとおり組合員に割り戻すものとします。

1. 割戻しの額

令和 3 年度における火災共済契約払い込み掛金額の 30%相当額、医療共済契約の同 18%相当額及びこども共済契約の同 20%相当額とします。

割戻し額のうち、各共済契約のそれぞれ 3%相当額を組合員の出資金に振り替えるものとします。

また、火災共済契約払い込み掛金額の 27%相当額、医療共済契約の同 15%相当額及びこども共済契約の同 17%相当額については、契約更新時に共済掛金額から控除する（掛金充当）ものとします。

2. 割戻しを受ける組合員

令和 3 年度中に火災共済契約、医療共済契約又はこども共済契約を締結した組合員で、総代会開催期日（令和 4 年 6 月 29 日）において在籍している方。

令和 4 年 6 月 29 日
神戸市民生活協同組合